

今月のミニコラムは「認知症患者リハビリテーション料」についてご紹介します。

認知症の行動・心理症状の改善、認知機能や社会生活の回復を目的に平成 26 年度の診療報酬改定で新設され、平成 30 年度の診療報酬改定で算定期限が 1 ヶ月→1 年となった診療料です。

認知症患者リハビリテーション料（1 日につき） 240 点

算定対象となる方	①認知症治療病棟入院料を算定する方または認知症疾患医療センターに入院する方 ②重度認知症の方（認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 M 以上で、重度意識障害がない） ＊①と②の両方を満たす必要があります
算定できる期日等	個別療法であるリハビリテーションを 20 分以上行った場合、入院日から起算して 1 年を限度として、週 3 回まで算定可能
算定要件	①理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかが、患者様と 1 対 1 で行う ②実施する患者数は従事者 1 人あたり 1 日 18 人が限度 ③多職種で共同してリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーション総合計画評価料を算定している
施設基準	①十分な経験を有する専任の常勤医師が 1 名以上 ②専従で常勤の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のいずれかが 1 名以上 ③治療・訓練を十分実施しうる専用の機能訓練室を有す ④当該療法を行うのに必要な専用の器械・器具を有す